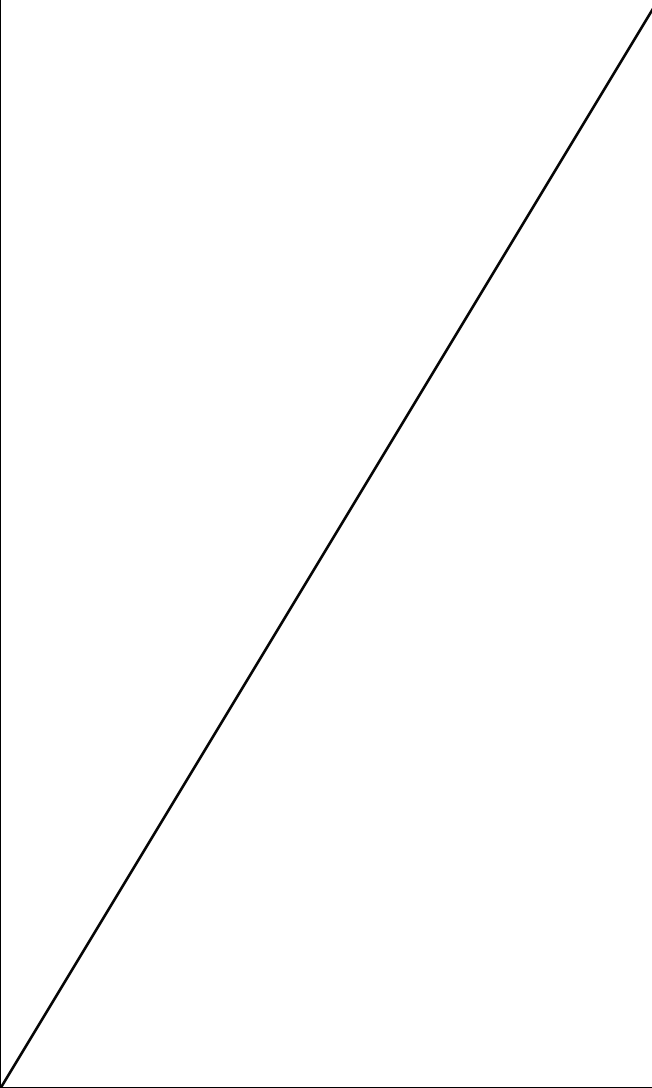


【別紙】製造分野特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

1. 機械金属加工区分

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
<p>学科試験</p> <p>1 安全衛生、品質管理</p> <p>①安全衛生に関する詳細な知識 機械金属加工における作業に伴う安全衛生に関し、 詳細な知識を有すること。</p> <p>②品質管理 機械金属加工における品質管理用語の意味等に関し、 概略の知識を有すること。</p> <p>2 一般知識、一般教養</p> <p>①一般知識、一般教養 機械金属加工の現場で働く上での一般知識、 一般教養を有すること。</p> <p>3 検査</p> <p>①検査 機械金属加工における検査の方法等に関し、概略の知識を 有すること。</p> <p>4 測定</p> <p>①測定 機械金属加工における測定の方法等に関し、概略の知識を 有すること。</p> <p>5 製図</p> <p>①製図 日本産業規格に定める図示法等に関し、概略の知識を 有すること。</p> <p>6 機械の操作・管理</p> <p>①機械の操作・管理 機械の操作・管理（機械加工、仕上げ、機械検査、機械保全） に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>7 金属材料、金属加工</p> <p>①金属材料、金属加工 金属材料、金属加工（鋳造、鍛造、ダイカスト、 金属プレス加工、鉄工、工場板金、溶接、金属熱処理） に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>8 その他の機械金属加工</p> <p>①その他の機械金属加工 その他の機械金属加工（電気機器組立て、 プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、工業包装、 アルミニウム圧延・押出製品製造）に関し、概略の知識を 有すること。</p>	

実技試験

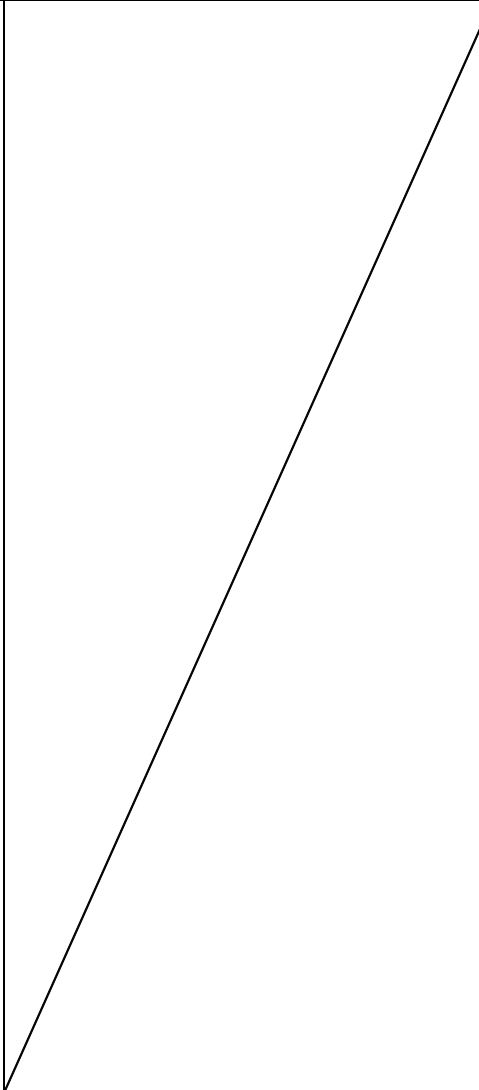
- 1 安全衛生
①安全衛生
機械金属加工の作業において、安全衛生の確保ができること。
- 2 品質管理
①品質管理
機械金属加工の作業において、品質管理ができること。
- 3 検査
①検査
機械金属加工において、検査に関する作業ができること。
- 4 測定
①測定
機械金属加工において、測定に関する作業ができること。
- 5 製図
①製図
機械金属加工において、製図に関する作業ができること。
- 6 機械の操作・管理
①機械の操作・管理
機械の操作・管理（機械加工、仕上げ、機械検査、機械保全）に関する作業ができること。
- 7 金属材料、金属加工
①金属材料、金属加工
金属材料、金属加工（鋳造、鍛造、ダイカスト、金属プレス加工、鉄工、工場板金、溶接、金属熱処理）に関する作業ができること。
- 8 その他の機械金属加工
①その他の機械金属加工
その他の機械金属加工（電気機器組立て、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、工業包装、アルミニウム圧延・押出製品製造）に関する作業ができること。

実技試験

- 1 安全衛生
①安全衛生
機械金属加工の作業において、安全衛生の確保ができること。
- 2 品質管理
①品質管理
機械金属加工の作業において、品質管理ができること。
- 3 検査
①検査
機械金属加工において、検査に関する作業ができること。
- 4 測定
①測定
機械金属加工において、測定に関する作業ができること。
- 5 製図
①製図
機械金属加工において、製図に関する作業ができること。
- 6 標準作業（応用）
①標準作業（応用）
機械金属加工に関する作業について、総合的な対応ができること。
- 7 機械の操作・管理
①機械の操作・管理
機械の操作・管理（機械加工、仕上げ、機械検査、機械保全）に関する作業ができること。
- 8 金属材料、金属加工
①金属材料、金属加工
金属材料、金属加工（鋳造、鍛造、ダイカスト、金属プレス加工、鉄工、工場板金、溶接、金属熱処理）に関する作業ができること。
- 9 その他の機械金属加工
①その他の機械金属加工
その他の機械金属加工（電気機器組立て、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、工業包装、アルミニウム圧延・押出製品製造）に関する作業ができること。

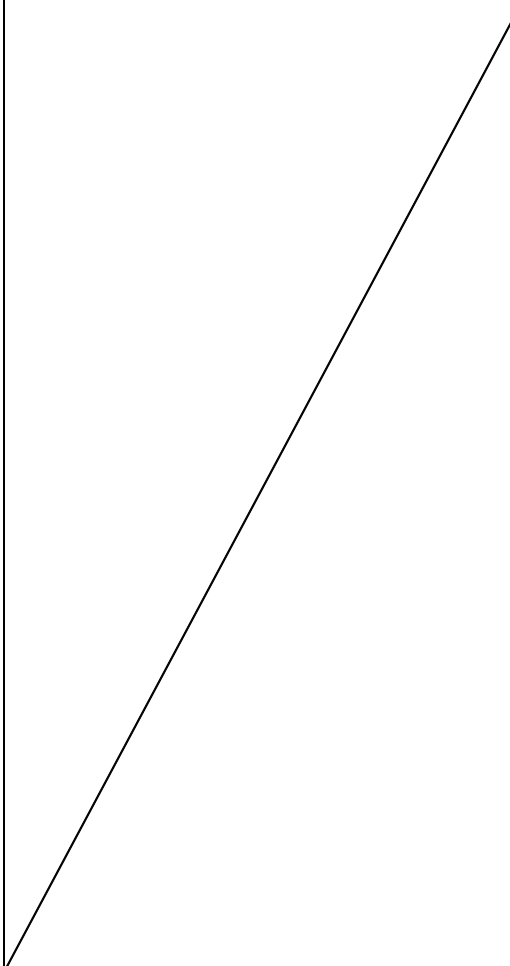
【別紙】製造分野特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

2. 電気電子機器組立て区分

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
<p>学科試験</p> <p>1 安全衛生、品質管理 ①安全衛生に関する詳細な知識 電気電子機器組立てにおける安全衛生に関し、詳細な知識を有すること。 ②品質管理 電気電子機器組立てにおける品質管理用語の意味等に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>2 一般知識、一般教養 ①一般知識、一般教養 電気電子機器組立ての現場で働く上での一般知識・一般教養（製造現場のマナーやルール等）を有すること。</p> <p>3 法令、規格 ①法令、規格 電気電子機器組立てに関する法令・規格に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>4 電気、電子 ①電気、電子 電気・電子の技術（理論や法則を含む）に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>5 製図 ①製図 日本産業規格等に定める図示法等に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>6 器具 ①器具 電気電子機器組立てで使用する器具に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>7 電気電子機器組立て専門 ①機械加工 機械加工に関し、概略の知識を有すること。 ②仕上げ 仕上げに関し、概略の知識を有すること。 ③プラスチック成形 プラスチック成形に関し、概略の知識を有すること。 ④強化プラスチック成形 強化プラスチック成形に関し、概略の知識を有すること。 ⑤プリント配線板製造 プリント配線板製造に関し、概略の知識を有すること。 ⑥電子機器組立て 電子機器組立てに関し、概略の知識を有すること。 ⑦電気機器組立て 電気機器組立てに関し、概略の知識を有すること。 ⑧機械検査 機械検査に関し、概略の知識を有すること。 ⑨機械保全 機械保全に関し、概略の知識を有すること。 ⑩工業包装 工業包装に関し、概略の知識を有すること。</p>	
<p>実技試験</p> <p>1 安全衛生、品質管理 ①安全衛生 電気電子機器組立てにおいて、安全衛生の確保ができること。 ②品質管理 電気電子機器組立てにおいて、品質管理ができること。</p> <p>2 電気、電子 ①電気、電子 電気電子機器組立てにおいて、電気・電子に関する作業ができること。</p> <p>3 製図 ①製図 電気電子機器組立てにおいて、製図に関する作業ができること。</p> <p>4 器具 ①器具 電気電子機器組立てにおいて、関連器具を使用して作業ができること。</p> <p>5 機械応用 ①機械応用 電気電子機器組立てにおいて、機械に関する応用的な作業ができること。</p> <p>6 電気・電子応用 ①電気・電子応用 電気電子機器組立てにおいて、電気・電子に関する応用的な作業ができること。</p> <p>7 その他応用 ①その他応用 電気電子機器組立てに関連する応用的な作業や計算等ができること。</p>	<p>実技試験</p> <p>1 安全衛生、品質管理 ①安全衛生 電気電子機器組立てにおいて、安全衛生の確保ができること。 ②品質管理 電気電子機器組立てにおいて、品質管理ができること。</p> <p>2 電気、電子 ①電気、電子 電気電子機器組立てにおいて、電気・電子に関する作業ができること。</p> <p>3 製図 ①製図 電気電子機器組立てにおいて、製図に関する作業ができること。</p> <p>4 器具 ①器具 電気電子機器組立てにおいて、関連器具を使用して作業ができること。</p> <p>5 機械応用 ①機械応用 電気電子機器組立てにおいて、機械に関する応用的な作業ができること。</p> <p>6 電気・電子応用 ①電気・電子応用 電気電子機器組立てにおいて、電気・電子に関する応用的な作業ができること。</p> <p>7 その他応用 ①その他応用 電気電子機器組立てに関連する応用的な作業や計算等ができること。</p>

【別紙】製造分野特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

3. 金属表面処理区分

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
<p>学科試験</p> <p>1 安全衛生・公害防止 ①安全衛生に関する詳細な知識 金属表面処理における作業に伴う安全衛生に関し、詳細な知識を有すること。 ②公害防止 金属表面処理における作業に伴う公害防止や環境の保全に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>2 一般知識、一般教養 ① 一般知識、一般教養 金属表面処理の現場で働く上での一般知識、一般教養を有すること。</p> <p>3 品質管理 ①品質管理 金属表面処理における品質管理用語の意味等に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>4 検査・測定 ①検査・測定 金属表面処理における検査・測定に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>5 材料 ①材料 金属表面処理における作業で使用する材料に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>6 化学一般 ①化学一般 化学の理論に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>7 電気 ①電気 電気の理論や法則に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>8 金属表面処理共通 ①金属表面処理共通 金属表面処理に関し、共通する概略の知識を有すること。</p> <p>9 めっき ①めっき めっきに関し、概略の知識を有すること。</p> <p>10 アルミニウム陽極酸化処理 ①アルミニウム陽極酸化処理 アルミニウム陽極酸化処理に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>11 金属バフ研磨 ①金属バフ研磨 金属バフ研磨に関し、概略の知識を有すること。</p>	
<p>実技試験</p> <p>1 安全衛生・公害防止 ①安全衛生 金属表面処理の作業において、安全衛生の確保ができること。 ②公害防止 金属表面処理の作業において、公害防止や環境の保全ができること。</p> <p>2 検査・測定・品質管理 ①検査・測定 金属表面処理において、検査・測定に関する作業ができること。 ②品質管理 金属表面処理の作業において、品質管理ができること。</p> <p>3 材料 ①材料 金属表面処理の作業において、材料を選定できること。</p> <p>4 化学 ①化学 金属表面処理の作業において、化学に関する調整ができること。</p> <p>5 電気 ①電気 金属表面処理の作業において、電気に関する調整ができること。</p> <p>6 金属表面処理共通 ①金属表面処理共通 金属表面処理に共通する作業ができること。</p> <p>7 めっき ①めっき めっきに関する作業ができること。</p> <p>8 アルミニウム陽極酸化処理 ①アルミニウム陽極酸化処理 アルミニウム陽極酸化処理に関する作業ができること。</p> <p>9 金属バフ研磨 ①金属バフ研磨 金属バフ研磨に関する作業ができること。</p>	<p>実技試験</p> <p>1 安全衛生・公害防止 ①安全衛生 金属表面処理の作業において、安全衛生の確保ができること。 ②公害防止 金属表面処理の作業において、公害防止や環境の保全ができること。</p> <p>2 検査・測定・品質管理 ①検査・測定 金属表面処理において、検査・測定に関する作業ができること。 ②品質管理 金属表面処理の作業において、品質管理ができること。</p> <p>3 材料 ①材料 金属表面処理の作業において、材料を選定できること。</p> <p>4 化学 ①化学 金属表面処理の作業において、化学に関する調整ができること。</p> <p>5 電気 ①電気 金属表面処理の作業において、電気に関する調整ができること。</p> <p>6 金属表面処理共通 ①金属表面処理共通 金属表面処理に共通する作業ができること。</p> <p>7 めっき ①めっき めっきに関する作業ができること。</p> <p>8 アルミニウム陽極酸化処理 ①アルミニウム陽極酸化処理 アルミニウム陽極酸化処理に関する作業ができること。</p> <p>9 金属バフ研磨 ①金属バフ研磨 金属バフ研磨に関する作業ができること。</p>

【別紙】製造分野特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

4. 紙器・段ボール箱製造区分

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
<p>学科試験</p> <p>1 印刷紙器 ①印刷紙器 印刷紙器に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>2 段ボール箱 ①段ボール箱 段ボール箱に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>3 貼箱 ①貼箱 貼箱に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>4 安全衛生 ①安全衛生に関する詳細な知識 紙器及び段ボール箱の製造に伴う安全衛生に関し、 詳細な知識を有すること。</p> <p>5 印刷紙器の製造 ①印刷紙器の製造 印刷紙器の製造に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>6 段ボール箱の製造 ①段ボール箱の製造 段ボール箱の製造に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>7 貼箱の製造 ①貼箱の製造 貼箱の製造に関し、概略の知識を有すること。</p>	<p>特定技能2号は制度対象外。</p>
<p>実技試験</p> <p>1 印刷紙器 ①印刷紙器 印刷紙器の製造に関する作業ができること。</p> <p>2 段ボール箱 ①段ボール箱 段ボール箱の製造に関する作業ができること。</p> <p>3 貼箱 ①貼箱 貼箱の製造に関する作業ができること。</p> <p>4 安全衛生 ①安全衛生 紙器及び段ボール箱の製造において、安全衛生の確保が できること。</p>	

【別紙】製造分野特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

5. コンクリート製品製造区分

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
<p>学科試験</p> <p>1 材料、製品・特徴</p> <p>①材料 コンクリート製品の材料に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>②製品・特徴 コンクリート製品及びその特徴に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>2 製造</p> <p>①製造 コンクリート製品の製造に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>3 品質管理・工程検査</p> <p>①品質管理・工程検査 コンクリート製品製造における品質管理・工程検査に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>4 安全衛生</p> <p>①安全衛生に関する詳細な知識 コンクリート製品の製造に伴う安全衛生に関し、詳細な知識を有すること。</p>	<p>特定技能2号は制度対象外。</p>
<p>実技試験</p> <p>1 材料、製品</p> <p>①材料 コンクリート製品の材料、製品に関する作業ができること。</p> <p>2 製造</p> <p>①製造 コンクリート製品の製造に関する作業ができること。</p> <p>3 品質管理・工程検査</p> <p>①品質管理・工程検査 コンクリート製品の製造において、品質管理・工程検査ができること。</p> <p>4 安全衛生</p> <p>①安全衛生 コンクリート製品の製造において、安全衛生の確保ができること。</p>	

【別紙】製造分野特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

6. R P F 製造区分

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
<p>学科試験</p> <p>1 安全衛生・品質管理 ①安全衛生に関する詳細な知識 製造業に共通する安全衛生に関し、詳細な知識を有すること。</p> <p>②品質管理 製造業に共通する品質管理用語の意味等に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>2 一般知識・一般教養 ①一般知識・一般教養 R P Fの製造現場で働く上での一般知識、一般教養を有すること。</p> <p>3 R P F 基礎知識 ①R P F 基礎知識 R P Fに関し、概略的な知識を有すること。</p> <p>4 原料・受入検査 ①原料・受入検査 R P F製造における原料、受入検査に関し、概略的な知識を有すること。</p> <p>5 機械設備・車両・器具工具 ①機械設備 R P F製造で使用する機械及び設備に関し、概略的な知識を有すること。</p> <p>②車両 R P F製造で使用する車両に関し、概略的な知識を有すること。</p> <p>③器具工具 R P F製造で使用する器具及び工具に関し、概略的な知識を有すること。</p> <p>6 法令・規格 ①法令・規格 R P F製造に関する法令・規格に関し、概略的な知識を有すること。</p> <p>7 R P F製造における安全衛生・品質管理 ①R P F製造における安全衛生に関する詳細な知識 R P Fの製造に伴う安全衛生に関し、詳細な知識を有すること。</p> <p>②R P F製造における品質管理 R P F製造における品質管理用語の意味等に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>8 原料配合 ①原料配合 R P F製造における原料配合に関し、概略的な知識を有すること。</p> <p>9 破砕作業・成形作業 ①破砕作業 R P F製造における破砕作業に関し、概略的な知識を有すること。</p> <p>②成形作業 R P F製造における成形作業に関し、概略的な知識を有すること。</p> <p>10 出荷前検査 ①出荷前検査 R P F製造における出荷前検査に関し、概略的な知識を有すること。</p> <p>11 日常点検・定期設備メンテナンス ①日常点検 R P F製造における日常点検に関し、概略的な知識を有すること。</p> <p>②定期設備メンテナンス R P F製造における定期設備メンテナンスに関し、概略的な知識を有すること。</p>	<p>特定技能2号は制度対象外。</p>
<p>実技試験</p> <p>1 安全衛生 ①安全衛生 R P Fの製造において、安全衛生の確保ができること。</p> <p>2 品質管理 ①品質管理 R P Fの製造において、品質管理ができること。</p> <p>3 製造作業基礎 ①製造作業基礎 R P Fの製造に関する作業の基礎ができること。</p> <p>4 原料・受入検査 ①原料・受入検査 R P Fの原料・受入検査に関する作業ができること。</p> <p>5 原料配合・破砕作業・成形作業 ①原料配合 R P Fの原料配合に関する作業ができること。</p> <p>②破砕作業 R P Fの製造における破砕作業ができること。</p> <p>③成形作業 R P Fの製造における成形作業ができること。</p> <p>6 出荷前検査・日常点検・定期設備メンテナンス ①出荷前検査 R P Fの製造において、出荷前検査ができること。</p> <p>②日常点検 R P Fの製造において、日常点検ができること。</p> <p>③定期設備メンテナンス R P Fの製造において、定期設備メンテナンスができること。</p> <p>7 品質規格・品質管理・器具工具 ①品質規格・品質管理 R P Fの製造において、品質規格に基づいた品質管理ができること。</p> <p>②器具工具 R P Fの製造において、器具及び工具を適切に使用できること。</p>	

【別紙】製造分野特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

7. 陶磁器製品製造区分

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
<p>学科試験</p> <p>1 陶磁器一般 ①陶磁器一般 陶磁器の種類・特徴、分類、歴史・産地、用語等に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>2 安全衛生 ①安全衛生に関する詳細な知識 陶磁器製品の製造に伴う安全衛生に関し、詳細な知識を有すること。</p> <p>3 品質管理 ①品質管理 陶磁器製品製造における品質管理用語の意味等に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>4 機械・器具 ①機械・器具 陶磁器製品の製造において使用する機械や器具に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>5 検査・測定 ①検査・測定 陶磁器製品製造における検査や測定に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>6 材料・知識 ①材料・知識 陶磁器製品製造における材料に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>7 陶磁器製品製造専門 ①機械ろくろ成形 機械ろくろ成形に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>②圧力鋳込み成形 圧力鋳込み成形に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>③排泥鋳込み成形 排泥鋳込み成形に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>④パッド印刷 パッド印刷に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>⑤タイル製造 タイル製造に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>⑥衛生陶器製造 衛生陶器製造に関し、概略の知識を有すること。</p>	<p>特定技能2号は制度対象外。</p>
<p>実技試験</p> <p>1 安全衛生 ①安全衛生 陶磁器製品の製造において、安全衛生の確保ができること。</p> <p>2 品質管理 ①品質管理 陶磁器製品の製造において、品質管理ができること。</p> <p>3 検査・測定 ①検査・測定 陶磁器製品の製造において、検査・測定ができること。</p> <p>4 陶磁器製品製造専門 ①機械ろくろ成形 機械ろくろ成形に関する作業ができること。</p> <p>②圧力鋳込み成形 圧力鋳込み成形に関する作業ができること。</p> <p>③排泥鋳込み成形 排泥鋳込み成形に関する作業ができること。</p> <p>④パッド印刷 パッド印刷に関する作業ができること。</p> <p>⑤タイル製造 タイル製造に関する作業ができること。</p> <p>⑥衛生陶器製造 衛生陶器製造に関する作業ができること。</p>	

【別紙】製造分野特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

8. 印刷・製本区分

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
<p>学科試験</p> <p>1 安全衛生 ①安全衛生に関する詳細な知識 印刷・製本作業に伴う安全衛生に関し、詳細な知識を有すること。</p> <p>2 一般知識・一般教養 ①一般知識・一般教養 印刷・製本の現場で働く上での一般知識、一般教養を有すること。</p> <p>3 品質管理 ①品質管理 印刷・製本作業における品質管理用語の意味等に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>4 印刷方法・製本方法 ①印刷方法・製本方法 印刷方法・製本方法に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>5 材料 ①材料 印刷・製本作業で使用する材料に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>6 機械・器具 ①機械・器具 印刷・製本作業で使用する機械・器具に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>7 オフセット印刷 ①オフセット印刷 オフセット印刷に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>8 グラビア印刷 ①グラビア印刷 グラビア印刷に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>9 製本 ①製本 製本に関し、概略の知識を有すること。</p>	<p>特定技能2号は制度対象外。</p>
<p>実技試験</p> <p>1 安全衛生 ①安全衛生 印刷・製本作業において、安全衛生の確保ができること。</p> <p>2 品質管理 ①品質管理 印刷・製本作業において、品質管理ができること。</p> <p>3 印刷・製本作業 ①印刷・製本作業 印刷・製本に関する作業ができること。</p> <p>4 オフセット印刷作業 ①オフセット印刷作業 オフセット印刷に関する作業ができること。</p> <p>5 グラビア印刷作業 ①グラビア印刷作業 グラビア印刷に関する作業ができること。</p> <p>6 製本作業 ①製本作業 製本に関する作業ができること。</p>	

【別紙】製造分野特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

9. 紡織製品製造区分

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
<p>学科試験</p> <p>1 安全衛生 ①安全衛生に関する詳細な知識 紡織製品の製造に伴う安全衛生に関し、詳細な知識を有すること。</p> <p>2 品質管理 ①品質管理 紡織製品製造における品質管理に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>3 工程の流れ ①工程の流れ 紡織製品製造における工程の流れに関し、概略の知識を有すること。</p> <p>4 繊維の知識 ①繊維の知識 繊維に関する概略の知識を有すること。</p> <p>5 糸の知識 ①糸の知識 糸に関する概略の知識を有すること。</p> <p>6 布の知識 ①布の知識 布（織編物など）に関する概略の知識を有すること。</p> <p>7 化学の知識 ①化学の知識 紡織製品製造の化学に関する概略の知識を有すること。</p> <p>8 紡織製品製造の専門知識 ①紡績運転 紡績運転（紡績～合ねん糸工程）に関し、概略の知識を有すること。 ②織布運転 織布運転に関し、概略の知識を有すること。 ③染色 染色加工に関し、概略の知識を有すること。 ④ニット製品製造 ニット製品製造に関し、概略の知識を有すること。 ⑤カーペット製造 カーペット製造に関し、概略の知識を有すること。 ⑥たて編ニット生地製造 たて編ニット生地製造に関し、概略の知識を有すること。 ⑦製網 製網に関し、概略の知識を有すること。</p>	<p>特定技能2号は制度対象外。</p>
<p>実技試験</p> <p>1 安全作業・標準手順 ①安全作業・標準手順 紡織製品製造における安全作業及び標準手順に従った作業ができること。</p> <p>2 繊維束、パッケージ、反物の取り扱い ①繊維束（繊維集合体）、パッケージ、反物の取り扱い 紡織製品製造における繊維束、糸、織編物、パッケージ、反物の取り扱い作業ができること。</p> <p>3 織編物の組織図 ①織編物の組織図 織編物の組織図の判別ができること。</p> <p>4 検査、測定 ①検査、測定 繊維、糸、織物、編物、二次製品の検査、測定作業ができること。</p> <p>5 紡績運転、織布運転、ニット製品製造 ①紡績運転 紡績運転業務ができること。 ②織布運転 織布運転業務ができること。 ③ニット製品製造 ニット製品製造業務ができること。</p> <p>6 染色、カーペット製造、たて編ニット生地製造、製網 ①染色 染色加工業務ができること。 ②カーペット製造 カーペット製造業務ができること。 ③たて編ニット生地製造 たて編ニット生地製造業務ができること。 ④製網 製網業務ができること。</p>	

【別紙】製造分野特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

10. 縫製区分

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
<p>学科試験</p> <p>1 安全衛生 ①安全衛生に関する詳細な知識 縫製作業に伴う安全衛生に関し、詳細な知識を有すること。</p> <p>2 品質管理 ①品質管理 縫製作業における品質管理用語の意味等に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>3 材料 ①材料 縫製作業で使用する材料に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>4 器具 ①器具 縫製作業で使用する器具に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>5 縫製一般 ①縫製一般 縫製作業一般に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>6 縫製専門 ①婦人子供服製造 婦人子供服製造に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>②紳士服製造 紳士服製造に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>③下着類製造 下着類製造に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>④寝具製作 寝具製作に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>⑤帆布製品製造 帆布製品製造に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>⑥布はく縫製 布はく縫製に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>⑦座席シート縫製 座席シート縫製に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>⑧カーテン縫製 カーテン縫製に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>⑨タオル縫製 タオル縫製に関し、概略の知識を有すること。</p>	<p>特定技能2号は制度対象外。</p>
<p>実技試験</p> <p>1 準備 ①準備 縫製作業において、準備ができること。</p> <p>2 裁断 ①裁断 縫製作業において、裁断ができること。</p> <p>3 縫製 ①縫製 縫製作業において、縫製ができること。</p> <p>4 仕上げ ①仕上げ 縫製作業において、仕上げができること。</p> <p>5 検査 ①検査 縫製作業において、検査ができること。</p>	

【別紙】製造分野特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

11. 電線・ケーブル製造区分

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
<p>学科試験</p> <p>1 製品一般に関する知識</p> <p>①電線ケーブルの理解 次に掲げる電線、ケーブルに関する基本的な知識を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.電線、ケーブルの種類(電源用、同軸、機器用、通信、制御用) 2.電線の構造(導体、絶縁体、シールド、シース、防食層) <p>②電線、ケーブルの性能に関する理解</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.性能に関する用語の意味(導体抵抗、外観、外径、規格、法規、公差、特性) <p>③材料に関する知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.使用する材料の知識(名称) 2.使用する材料の特性 <p>2 製造方法に関する知識</p> <p>①製造設備の種類、特徴及び用途</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)次に掲げる製造設備の種類、性質及び用途に関する基礎的な知識を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1.製造設備、付属設備の知識(名称と用途) 2.計器類の知識(名称と用途) 3.工具、治工具類の名称と用途 4.製造の知識 <p>3 安全衛生に関する知識 作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について、詳細な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.正しい装備 2.正しい作業手順 3.保護具の使用方法 4.異常時の連絡方法、手段 5.薬品等の取扱い手順 6.安全衛生知識 	<p>特定技能2号は制度対象外。</p>
<p>実技試験</p> <p>4. 判断等試験</p> <ol style="list-style-type: none"> ①写真、グラフ、図面等から測定値などの読み取り ②指定条件から構造を計算する ③規格適合、不適合の判断及びその応用 ④正しい製造方法、手順、試験方法の判断 ⑤製造時の問題への正しい対応 ⑥その他の判断等を問う問題 ⑦次の作業を予測させる問題 <p>5. 計画立案等作業試験</p> <ol style="list-style-type: none"> ①製造や検査、点検等の作業に必要な時間計算 ②製造に必要な材料の数量を求める計算 ③その他、計画に関連した計算をするもの 	

【別紙】製造分野特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

12. プレハブ住宅製品製造区分

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
<p>学科試験</p> <p>1 木質系プレハブ住宅製品 ①木質系プレハブ住宅製品に関する知識 木質系プレハブ住宅製品に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>2 コンクリート系プレハブ住宅製品 ①コンクリート系プレハブ住宅製品に関する知識 コンクリート系プレハブ住宅製品に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>3 鉄骨系プレハブ住宅製品 ①鉄骨系プレハブ住宅製品に関する知識 鉄骨系プレハブ住宅製品に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>4 塗装 ①塗装に関する知識 プレハブ住宅製品製造における塗装に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>5 安全衛生 ①安全衛生に関する詳細な知識 プレハブ住宅製品製造の製造に伴う安全衛生に関し、 詳細な知識を有すること。</p> <p>6 品質管理 ①品質管理に関する知識 プレハブ住宅製品製造における品質管理に関し、 概略の知識を有すること。</p>	<p>特定技能2号は制度対象外。</p>
<p>実技試験</p> <p>1 木質系プレハブ住宅製品 ①木質系プレハブ住宅製品製造 木質系プレハブ住宅製品の製造に関する作業ができること。</p> <p>2 コンクリート系プレハブ住宅製品 ①コンクリート系プレハブ住宅製品製造 コンクリート系プレハブ住宅製品に関する作業ができること。</p> <p>3 鉄骨系プレハブ住宅製品 ①鉄骨系プレハブ住宅製品製造 鉄骨系プレハブ住宅製品の製造に関する作業ができること。</p> <p>4 安全衛生 ①安全衛生 プレハブ住宅製品の製造において、安全衛生の確保ができること。</p> <p>5 品質管理 ①品質管理 プレハブ住宅製品の製造において、品質管理ができること。</p>	

【別紙】製造分野特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

13. 家具製造区分

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
<p>学科試験</p> <p>1 家具一般に関する知識 次に掲げる家具製品に関する基本的な知識を有すること。</p> <p>①家具の種類と機能 1. 木製家具 2. 金属製家具 3. ベッド</p> <p>②家具の材料 次に掲げる材料に関する基本的な知識を有すること。</p> <p>1. 木質材料 2. 金属（鋼、アルミ） 3. プラスチック 4. 布地</p> <p>2 家具製造方法に関する知識 次に掲げる製造方法に関する基本的な知識を有すること。</p> <p>①機械・工具の扱い 1. 機械・工具の種類と機能 2. 操作方法</p> <p>②技能 1. 作業標準、作業指示の理解と実践 2. 段取り替え 3. 異常時の対応</p> <p>3 品質管理に関する知識 次に掲げる品質管理に関する基本的な知識を有すること。</p> <p>①品質管理活動 1. 工程管理 2. 検査 3. 標準化 4. 改善</p> <p>②計測機器 1. 計測機器の種類 2. 計測機器の取り扱い</p> <p>4 安全衛生に関する知識 次に掲げる安全衛生に関する基本的な知識を有すること。</p> <p>1. 作業環境 2. 機械・工具の取り扱い 3. 服装、保護具の扱い 4. 安全衛生の表示 5. 事故発生時の緊急処置 6. 整理、整頓、清掃</p>	<p>特定技能2号は制度対象外。</p>
<p>実技試験</p> <p>家具製作作業 製作作業</p> <p>1. 作業標準書の内容を理解できること 2. 製造に必要な材料や工具を用意できること 3. 安全・衛生に配慮した作業環境を準備できること 4. 作業標準書にしたがい作業ができること 5. 製品の検査ができること</p>	

【別紙】製造分野特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

14. 定形・不定形耐火物製造区分

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
<p>学科試験</p> <p>1 定形・不定形耐火物一般に関する知識 次に掲げる定形・不定形耐火物に関する事項について、一般的な知識を有すること。 ①定形・不定形耐火物の種類 ②定形・不定形耐火物の製造方法 ③定形・不定形耐火物の用途 ④定形・不定形耐火物の特徴</p> <p>2 定形・不定形耐火物製造の工程に関する知識 次に掲げる定形・不定形耐火物製造について、一般的な知識を有すること ①原材料の秤量・配合・混練 ②成形機の種類・用途 ③製品の検査 ④製品の梱包・出荷</p> <p>3 定形・不定形耐火物製造の特定作業に関する知識 次に掲げる定形・不定形耐火物製造の特定作業について、一般的な知識を有すること。 ①混練機(ミキサー)の清掃 ②混練機(ミキサー)の操作方法 ③金型・型枠の組み立て</p> <p>4 安全衛生に関する知識 次に掲げる定形・不定形耐火物製造作業に伴う安全衛生に関する事項について、一般的な知識を有すること。 ①雇い入れ時の安全衛生教育(生活習慣・行動様式を含む) ②作業開始前の安全装置等の点検 ③定形・不定形耐火物製造作業のための整理整頓 ④定形・不定形耐火物製造の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧事故発生等異常時における応急措置及び退避</p>	<p>特定技能2号は制度対象外。</p>
<p>実技試験</p> <p>1 定形・不定形耐火物製造作業 ①原料の受入れ ②秤量 ③混練機の操作 ④混練機の清掃 ⑤成形 ⑥検査 ⑦梱包 ⑧出荷</p> <p>2 安全衛生 ①5S活動 ②保護具の着用 ③安全確認 ④事故発生時の処置</p>	

【別紙】製造分野特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

15. 生コンクリート製造区分

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
<p>学科試験</p> <p>1 生コンクリート製造一般に関する知識</p> <p>①試験方法の理解 次に掲げるJISの試験方法に関する一般的な知識を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 細骨材の表面水率試験方法 JIS A 1111 2. 骨材のふるい分け試験方法 JIS A 1103 3. 細骨材の密度及び吸水率試験方法 JIS A 1109 4. 粗骨材の密度及び吸水率試験方法 JIS A 1110 5. 骨材の微粒分量試験方法 JIS A 1102 6. 骨材の単位容積質量及び実積率試験方法 JIS A 1104 7. 骨材中に含まれる粘土塊量の試験方法 JIS A 1137 8. 試験に用いる骨材の縮分方法 JIS A 1158 9. コンクリートのスランプ試験方法 JIS A 1101 10. フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法 JIS A 1128 11. フレッシュコンクリートの温度測定方法 JIS A 1156 12. コンクリートのスランプフロー試験方法 JIS A 1150 13. コンクリートのブリーディング試験方法 JIS A 1123 14. コンクリートの凝結時間試験方法 JIS A 1147 15. コンクリートの強度試験用供試体の作り方 JIS A 1132 16. コンクリートの曲げ強度試験方法 JIS A 1106 17. コンクリートの圧縮強度試験方法 JIS A 1108 <p>2 生コンクリートに関する知識</p> <p>①生コンクリートの種類、特徴及び用途 次に掲げる生コンクリートの種類、性質及び用途に関する基礎的な知識を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. JIS A 5308:レディーミクストコンクリート 2. 国土交通大臣認定コンクリート:MOCN 3. 生コンクリート 4. モルタル <p>3 生コンクリート製造設備に関する知識</p> <p>①製造設備の点検と整備に対する理解 次に掲げる生コンクリートの製造設備の点検と整備に関する基礎的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貯蔵設備（セメント貯蔵設備、骨材の貯蔵設備及び運搬装置、混和材料貯蔵設備） 2. 計量設備（貯蔵ビン、材料計量装置、出荷管理システム及び計量印字記録装置、自動表面水率測定装置） 3. ミキサ 4. 洗車設備 <p>4 生コンクリート練混ぜ作業に関する知識</p> <p>①遠隔操作による練混ぜ作業に対する理解 次に掲げる生コンクリートの練混ぜ作業に関する基礎的な知識を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配合登録 2. 材料の計量 3. 練混ぜ 4. 積み込み 5. 運搬 <p>5 安全衛生に関する知識</p> <p>①安全衛生に対する理解 次に掲げる労働安全衛生に関する項目について、生コンクリートの製造において必要な知識を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い 2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い 3. 作業手順 4. 作業開始時の点検 5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 6. 整理、整頓及び清潔の保持 7. 事故時等における応急措置及び退避 8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生 9. 最大荷重1トン未満のフォークリフト、最大荷重1トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転（道路上を走行させる運転を除く。） 	<p>特定技能2号は制度対象外。</p>
<p>実技試験</p> <p>1 生コンクリート製造作業</p> <p>①骨材試験作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 骨材の表面乾燥飽水状態の判定が正しくできること 2. 粒度、粗粒率を正しく求めることができること 3. 骨材の粒度及び粗粒率を正しく求めることができること 4. 骨材の密度及び吸水率を正しく求めることができること 5. 骨材の微粒分量を正しく求めることができること 6. 骨材の単位容積質量及び実積率を正しく求めることができること 7. 骨材の粘土塊量を正しく求めることができること <p>②フレッシュコンクリート試験作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンクリートのスランプを正しく求めることができること 2. コンクリートの空気量を正しく求めることができること 3. コンクリートの温度を正しく求めることができること 4. コンクリートのスランプフローを正しく求めることができること 5. コンクリートのブリーディング量を正しく求めることができること 6. コンクリートの凝結時間を正しく求めることができること <p>③硬化コンクリート試験作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 圧縮強度試験用の供試体を正しく作製できること 2. コンクリートの圧縮強度を正しく求めることができること 3. 曲げ強度試験用の供試体を正しく作製できること 4. コンクリートの曲げ強度を正しく求めることができること 	

【別紙】製造分野特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

16. ゴム製品製造区分

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
<p>学科試験</p> <p>1 安全衛生 ①安全衛生に関する詳細な知識 ゴム製品製造の作業に伴う安全衛生に関し、詳細な知識を有すること。</p> <p>2 環境対策 ①環境対策に関する詳細な知識 ゴム製品製造の作業に伴う環境対策に関し、詳細な知識を有すること。</p> <p>3 材料、性質 ①材料 ゴム製品製造の作業で使用する材料に関し、概略の知識を有すること。 ②性質 ゴム材料の性質に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>4 製品 ①製品 ゴム製品製造で造られる製品に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>5 機械、治工具、測定器、型 ①機械 ゴム製品製造の作業で使用する機械に関し、概略の知識を有すること。 ②治工具 ゴム製品製造の作業で使用する治工具に関し、概略の知識を有すること。 ③測定器 ゴム製品製造の作業で使用する測定器に関し、概略の知識を有すること。 ④型 ゴム製品製造の作業で使用する型に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>6 形状仕上げ、検査 ①形状仕上げ ゴム製品製造の形状仕上げ作業に関し、概略の知識を有すること。 ②検査 ゴム製品製造の検査作業に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>7 品質管理 ①品質管理 ゴム製品製造における品質管理に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>8 成形加工 ①成形加工 成形加工に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>9 押出し加工 ①押出し加工 押出し加工に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>10 混練り圧延加工 ①混練り圧延加工 混練り圧延加工に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>11 複合積層加工 ①複合積層加工 複合積層加工に関し、概略の知識を有すること。</p>	<p>特定技能2号は制度対象外。</p>
<p>実技試験</p> <p>1 安全衛生 ①安全衛生 ゴム製品製造の作業において、安全衛生が確保できること。</p> <p>2 材料準備、材料供給 ①材料準備、材料供給 加工前に正しい材料を準備し、正しく供給できること。</p> <p>3 機械、治工具、測定器、型 ①機械 ゴム製品製造の作業で使用する機械に関し、点検及び整備ができること。 ②治工具 ゴム製品製造の作業で使用する治工具に関し、点検及び整備ができること。 ③測定器 ゴム製品製造の作業で使用する測定器に関し、点検及び整備ができること。 ④型 ゴム製品製造の作業で使用する型に関し、点検・整備及び使用後のゴム汚れ除去ができること。</p> <p>4 形状仕上げ、検査、品質管理 ①形状仕上げ ゴム製品製造の形状仕上げに関する作業ができること。 ②検査 ゴム製品製造の検査に関する作業ができること。 ③品質管理 ゴム製品製造作業において、品質管理ができること。</p> <p>5 成形加工 ①成形加工 成形加工に関する作業ができること。</p> <p>6 押出し加工 ①押出し加工 押出し加工に関する作業ができること。</p> <p>7 混練り圧延加工 ①混練り圧延加工 混練り圧延加工に関する作業ができること。</p> <p>8 複合積層加工 ①複合積層加工 複合積層加工に関する作業ができること。</p>	

【別紙】製造分野特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

17. かばん製造区分

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
<p>学科試験</p> <p>1. かばん製品に関する一般知識</p> <p>① かばん製品の種類・用途の理解 次に掲げるかばん製品の種類に関する一般的な知識を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ポストンバッグ 2. リュック 3. プリーフケース 4. ランドセル 5. ダレスバッグ 6. ショルダーバッグ 7. トートバッグ 8. ボディバッグ <p>② かばん製品の部位の理解 次に掲げるかばん製品の部位に関する一般的な知識を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 胴(本体) 2. 底(底マチ) 3. マチ(天マチ、マチ全体) 4. 付属(付属生地) 5. 機能ポケット(複数機能を備えたポケットの総称) 6. 出ポケット 7. 肩バンド 8. かぶせ(ふた) <p>2. 材料に関する知識 かばん製造に用いられる材料に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>① 生地の種類(表生地、裏生地、付属生地)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 天然皮革 2. 合成皮革(合皮) 3. 人工皮革 4. 天然繊維(綿、麻) 5. 合成繊維(ナイロン、ポリエステル) <p>② 副資材</p> <p>(1) 縫製に用いられる糸の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 綿糸 2. 合成繊維糸 <p>(2) 芯材の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 圧縮スポンジ 2. ペフ 3. ベルボーレン <p>(3) 金具・ファスナーの種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. カシメ 2. 鋲 3. バックル 4. ホック 5. コキ送り 6. ナスカン 7. 手カン(Dカン、角カン) 8. コイルファスナー 9. 金属ファスナー 10. スライダー 11. 引手 12. エLEMENT(むし) 13. むし止め(上止め、下止め) <p>3. 機械・器具に関する知識 かばん製造に使用する機械・器具に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>① 手裁断に用いられる器具の種類・使用方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. カッターナイフ 2. 革包丁 3. 裁ちばさみ(生地切り用) 4. 目打ち 5. 押さえ具 <p>② 下加工で用いられる機械・器具の種類・使用方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 漉き機 2. のりべら 3. 穴あけ(ボンチ) 4. 糸切りばさみ(小ばさみ) 5. 打ち具 6. コバ始末(コバ塗り)用具 7. くい切り 8. 金槌(ハンマー) 9. ローラー 10. ダイアルゲージ <p>③ 縫製で用いられる機械・器具の種類・使用方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上下送りミシン(平ミシン) 2. 腕ミシン 3. ポストミシン 4. 生地折りラッパ 5. テープ巻きラッパ 6. ミシン針 7. ボビン(ボビンケース) 8. ミシン押え(中足・外足) 9. T定規 	<p>特定技能2号は制度対象外。</p>

4. 接着剤に関する知識

かばん製造に使用する接着剤の使用法に関する一般的な知識を有すること。

1. 両面テープ
2. ゴムのり

5. 手裁断作業に関する知識

次に掲げるかばん製造における裁断方法に関する一般的な知識を有すること。

1. 生地への型紙の合わせ方
2. 生地の切り方
3. 切り揃え方

6. 下加工に関する知識

次に掲げるかばん製造における下加工の方法に関する一般的な知識を有すること。

1. 接着作業
2. 印付け
3. コバ始末(コバ塗り)
4. ヘリ返し
5. 漉き作業

7. 縫製に関する知識

次に掲げるかばん製造における縫製の方法に関する一般的な知識を有すること。

1. ミシンの点検及びミシン調整
2. 本縫い、仕付縫い
3. ファスナー付け
4. 直線縫い・曲線縫い
5. 生地への部品取り付け
6. ラツパ使用縫い
7. たたき縫い
8. つまみ縫い
9. ポケット作り
10. ポケット取付け
11. マチつなぎ
12. まとめ縫い
13. まとめ内テープ始末(内巻き)
14. 外テープ始末

8. 検査に関する知識

次に掲げるかばん製造における品質検査に関する一般的な知識を有すること。

① 材料の不適合に関する知識

1. 傷
2. 汚れ
3. しわ
4. 変色
5. 色移行
6. 色ムラ
7. 可動不良
8. スリップ(生地のほつれ)

② 作業に起因する不適合に関する知識

1. 糸切れ
2. 目飛び
3. 糸ゆるみ
4. 糸つり
5. ステッチの蛇行
6. 糸ほつれ
7. 糸始末
8. 糸継ぎ
9. 糸ビットのばらつき
10. 針穴
11. 傷
12. 汚れ
13. 縫製しわ
14. ファスナーの波うち
15. 部品取付位置ずれ
16. 部品取付方向違い
17. 縫いつまみ
18. 製品全体の歪み(いびつ、変形)

③ かばん製造品全体の検査の種類に関する知識

1. しわ
2. 変形
3. 糸調子
4. 糸始末
5. 針穴
6. 傷
7. 汚れ
8. 部品取付位置・方向
9. ファスナー波うち・向き
10. 金具・ファスナーの可動
11. 異物混入

9. 安全衛生に関する知識

かばん製造作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。

- ① 雇入れ時、作業内容変更時等の安全衛生教育
- ② 作業開始前の機械等の点検作業
- ③ 作業手順に関すること
- ④ かばん製造職種に必要な整理・整頓・清掃の保持に関すること
- ⑤ かばん製造職種の作業用機械及び周囲の安全確認
- ⑥ 服装の安全点検
- ⑦ 機械・原材料の危険性・有害性の防止に関すること
(ミシン針・刃物による刺傷・切創、ミシン使用時の巻き込み・切創事故の防止、コバ液やゴムのり等の)
- ⑧ 事故時の応急措置及び退避に関すること
(作業中の負傷や火傷、化学薬品飛散時の初期対応や退避対応の教育)
- ⑨ 業務に関して発生のおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
(コバ液・ゴムのり等による皮膚炎や中毒、漉き作業の粉塵による呼吸器疾患などの予防として、保護具着用とSDSの母国語掲示・周知、作業環境の管理と水分補給・休憩の徹底による熱中症予防)
- ⑩ その他かばん製造業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

実技試験

かばん製品製造作業

①裁断・下仕事作業

1. 手裁断ができること
2. 接着作業ができること
3. 印付けができること
4. コバ始末ができること
5. ヘリ返しができること
6. 漉き作業ができること

②縫製作業

1. ミシンの点検及び作業準備ができること
2. 本縫い、仕付縫いができること
3. 異種素材に対するファスナー付けができること
4. 直線縫い・曲線縫いができること
5. 生地への部品取り付けができること
6. ラツパ使用縫いができること
7. たたき縫いができること
8. つまみ縫いができること
9. ポケット作りができること
10. ポケット取付けができること
11. マチつなぎができること
12. まとめ縫いができること
13. まとめ内テープ始末(内巻き)ができること
14. 外テープ始末ができること
15. 製造物の完成品検査ができること